

青少年問題協議会要点記録

日時 令和3年11月29日（月）

午前10時～午前11時

場所 市役所502会議室

開 会

任命書・委嘱書の交付

委員紹介

青少年問題協議会会長・副会長の選出（委員の互選により決定）

会長：大島 秀彦

副会長：新井 悦子

議 題

1 令和3年度青少年健全育成作文審査委員会（報告）

作文審査委員会委員長より報告

令和3年度募集テーマ「 人とのつながり ～今まで、そしてこれから～」
に決定

2 令和3年度第1回青少年問題協議会幹事会（報告）

青少年問題協議会代表幹事より報告

協議会ディスカッションテーマ「ヤングケアラーについて」に決定

3 ヤングケアラーを支援する施策の推進及び連携（案）について

委員によるディスカッション

会長

議題2で報告のありましたとおり、昨今社会で問題となっているヤングケアラーについて議論をしたいと思いますが、まず皆様との認識を共通としたいというところから、本日机上に配布をいたしました、アンケート調査につきまして、まず事務局から説明を受けまして、埼玉県内がどのような状況であるか共通認識をもってから議論を進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

ディスカッションに入る前に、アンケート調査から見えるヤングケアラーの状況説明及び施策案について説明をさせていただきます。協議会の時間の関係上本日は調査票の内容、結果詳細の説明につきましては、省略させていただきます。調査票及び詳細結果の速報値につきましては参考資料1に掲載がありますので、後ほどご覧いただきますようお願い致します。

それでは資料4の説明に入りますので、お手元に資料をご用意ください。一般社団法人日本ヤングケアラー連盟の資料によると、ヤングケアラーは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どもをいいます。具体的な事例はスライド1の図のとおりとなります。

スライド2をご覧ください。和光市では市内各小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生を対象に和光市教育委員会事務局学校教育課が「小・中学生の家庭での役割などの調査」を実施し、市内各小学校4年生～6年生2162人、市内各中学校1年生～3年生1625人が回答いたしました。高校生につきましては、資料4スライド5のとおり埼玉県福祉部地域包括ケア課が令和2年度埼玉県全域の県立高校全日制、定時制、市立高校全日制・定時制、国立高校、私立高校の2年生を対象に、実態調査をし48261人の生徒が回答しました。

それでは調査結果の概要について説明致します。資料4のスライド3をご覧ください。

小学校4年生～6年生の調査結果概要につきましてはスライド3、

中学校1年生～3年生の調査結果概要につきましてはスライド4

高校2年生の調査結果概要につきましてはスライド6に掲載をしております。

「あなたが身の回りのお世話をしている家族の人はいますか」という問で「いる」と答えた者は小学校4年生～6年生では18.3%、中学校1年生～3年生では9.4%、高校生での設問の「自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うか」という設問に対し、「はい」と答えた者は4.1%いました。

お世話をしている相手は、小学校中学校ともに、「きょうだい」が最も多く、その次に「母親」という順になりました。高校では、「母親」

が最も高く、「祖母」が次に多いという順になっております。

お世話をしている内容については小学校、中学校、高校ともに、「家事」が最も高く、頻度は「ほぼ毎日」で、平日にお世話をする時間については小学校、中学校が「30分くらい」が最も多く、高校では「1時間未満」が最も多い状況です。

「お世話をしていることによる生活の影響」についても小学校中学校ともに、「自分だけの時間があまりとれない」が最も多く、一方「宿題や勉強をする時間がとれない」「睡眠が十分にとれない」「学校に行きたくてもいけない」など様々な影響を受けている状況となります。高校生では、「特に影響はない」が最も多いが、一方「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」、「ストレスを感じている」「勉強の時間が充分に取れない」等様々な影響がでている状況となります。

支援を必要としている人は小学校で10.3%、中学校で5.5%いて、その中で必要としている支援内容については小学校中学校ともに、「自分の状況について話を聞いてほしい」が最も高く、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」「受験勉強など学習のサポートがほしい」と支援が必要な児童生徒がいるという状況です。高校生につきましては、ヤングケアラーが望むサポートとして、「特にない」が最も高く、次いで「困った時に相談できるスタッフや場所」「信頼して見守ってくれる大人」「宿題や勉強のサポート」等の意見がありました。

会長

説明ありがとうございました。アンケート結果につきまして、小中学校において「身の回りのお世話をしている家族の人はいますか」という表現となっていますが、これは事前にヤングケアラーの認識を踏まえて認識した状態でアンケートを実施したものなのか、それとも通常のお家庭生活の中で、例えばお風呂を洗う、朝新聞を取ってくるなど、通常のお手伝いも含まれているのかどうか追加で説明をお願い致します。

また、高校生の設問では具体的に「ヤングケアラー」と明記がありますが、小中学校も同等のものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局

アンケートを実施する際、教員の方から、ヤングケアラーの事例等を含め、事前に説明をしてから回答したと、学校教育課より報告を受けております。

また、小中学校の設問の表記につきましては、かみ砕いた言い回しの表記となっておりますが高校生の設問と同等と考えていただければと思います。

会長

それでは委員の皆様、和光市小・中学校、埼玉県内の高校生の現状のアンケート調査結果を聞いて、ご意見、ご感想などいただければと思います。

大久保委員

設問を作成する際、4年生あたりが、ヤングケアラーをどう理解できるのか、ということが非常に難しく、基本的にはお世話をしているという表現がいいだろうということで、この表記の設問といたしました。ただ、子供たちの受け止め方としては、自分がお手伝いをしている分野もある程度入ってくるだろうという予測はしています。日常のお手伝いもそのような認識をされるかもしれないため、どのようなことをやっているのか、お世話をしている内容について分析をしていく必要があると思っています。

会長

アンケートを実施した現場の先生よりお話を伺っていきたいと思います。補足や現場で感じる事等がありましたらお願いします。

石川委員

アンケートを中学校で実施した際、ヤングケアラーという言葉そのものは分かっているのですが、教師自身がどれくらい理解しているのかということに疑問は残りました。アンケートを実施する前に、教育委員会から、こういう説明を生徒にしてくださいという原稿をいただいて、全クラス共通の説明は行いましたが、教師自身が内容をどれくらい理解しているのか分からない中での説明ですから、子供たちにどれくらい伝わっているのか疑問に残ります。

また、いわゆるお手伝いということもアンケート結果の数値の中に含まれているという認識をしています。ただ、高校生の方がどれくらい正確かという数字ですけども、ヤングケアラーについての特集が報道等でされていますが、アンケートをとって初めて知ったという割合も非常に高いということも聞いていますので、単にこの結果を根拠にということは現段階では難しいと思います。

小寺委員

小学校も市教育委員会から示された資料をもとに、取り組んだアンケートではあるのですが、小学校4年生～6年生となりますと、ヤングケアラーという言葉聞くのも初めての子供が多く、なかなか説明が難しいということを担任の先生から聞いております。本当に困っている子がいるのかどうかということも大事なので、それぞれの回答が他の児童にわからないように回答させるということに配慮をしました。

お世話をしている家族の人はいますかという間に、この数値だけではなくて、お世話をしている相手や、内容から読み取って行く必要があるのかなと考えています。アンケート結果を拝見すると、お世話をしている相手が、兄弟が多いというのは恐らく年下の子面倒をみるお手伝いが多いのかなと思います。また家事が多い、お手伝いの時間についても30分程度というところをみると、本来ヤングケアラーに該当する割合はもう少し低くなると思います。ただ、小学校4年生だといくら説明をしてもなかなか理解しづらいところはあると思われるので、内容や時間等から判断していつて、あとは、日常生活の中で見ていく必要があると考えています。

原委員

高校では令和2年の7月に埼玉県が作成したアンケートを実施しました。実施した頃は、今以上にヤングケアラーという言葉が浸透していない状況であったときの数値でして、教諭の方も、なかなかイメージをつかむということが昨年の夏の段階ではできなかった状況の中での調査ということでした。高校の結果をみると、ヤングケアラーの割合が4.1%と報告がありますが、体感として、これくらいの数字だろうなと思っていて、2クラスに3人くらいのイメージで該当する生徒がいるような現状にあると思います。高校生くらいになると、結構大人に近い状況ですので、結構任される部分というのはあるのかと思います。

実際学校での事例ですが、ある生徒が家庭のことをやっているがために、保護者が部活に参加をさせたくないというトラブルがありました。

会長

アンケート結果を踏まえて、実際の学校現場での状況、アンケートの結果が全てではないというような意見をいただきました。

木田委員

社会福祉協議会のほうでも、全国社会福祉協議会から、ヤングケアラーの実態調査についてのアンケート結果の情報提供がありました。これを受けまして令和3年度4年度に向けて、予算の獲得をして、ヤングケアラーを理解するための啓発活動を予定しております。また、ソーシャルワーカー、ケアマネージャーなどの福祉関係者から生活困窮者、障害児、高齢者の介護をしている家庭から情報を集め、ヤングケアラーの発見に関して検討していく予定です。

教育部局だけではなく、福祉部局、様々な機関で連携していく必要があると思います。

会長

木田委員よりも意見がありましたとおり、今回青少年問題協議会ということで、教育委員会が中心となっておりますが、ヤングケアラーにつきましては、教育委員会だけでは解決することが難しい問題です。まさに、市長部局、市民の各種団体等と連携をして初めて問題解決に至るものだという風に考えております。

また、ヤングケアラーにつきましては社会全体にまだまだ認識が定着しておらず、対策を実施する制度はこの国では確立されていないという状況です。また、児童虐待、いじめの問題と同じように、本人のプライバシーに踏み込まなければならない問題があります。そうしますと地方自治体レベル、市町村レベルでどういった権限が与えられていて、その権限の中でどこまでできるのであろうかというのが課題になってくると思います。そういうことを踏まえまして、事務局より、施策案の説明をいただきまして、各委員からご意見を伺っていききたいと思います。

事務局

参考資料5 ヤングケアラーを支援する施策の推進及び連携案について資料5をご用意ください。現在、ヤングケアラーをとりまく課題として、支援体制の構築と、ヤングケアラーの認知度が低いという2点について課題がある現状です。こちらの課題を踏まえ、施策案としまして、2点事務局案として提案させていただきました。第1に、教育委員会、福祉部局（保健福祉部、子どもあんしん部）の連携事業です。支援体制の整備を行うために、支援体制図を作成し、関係機関と支援ルートを確認をし、円滑な連携をするというものです。

支援体制図のイメージにつきましてはスライド2をご覧ください。こちらは、例として、和光市内在学の児童生徒の例を挙げています。

子どもの異変に早期に気づきサービス提供へと繋ぐためには学校現場との連携がかかせません。積極的に児童生徒へ教員が声をかけし、早期に異変に気づき、生徒の悩みの元がどのようなことなのか、聞き取りをしていただきます。その後、保護者との面談をし、行政等とのサービス提供へと繋ぐイメージ図となっております。児童生徒支援としましては、心のケア、学習のサポートをしていきます。また、学校と行政を繋ぐ役割としまして、スクールソーシャルワーカーの派遣を行います。その後、行政機関等の組織では、ヤングケアラーの悩みの元であるケアを要する人への支援を行うため、公的サービスを確認し提案を実施します。サービス提供の中のピンク色の部分が、生徒・児童、保護者の想定相談内容事例です。その事例に対し、担当部署や窓口等を明記することにより、学校現場がどこの部署等に相談するのかを検討する際に参考にしていただけるような作りとしました。こちらにつきましてはたたき台の段階のイメージ図となりますので、協議会終了後に関係機関に照会をかけ正式なものを作成していく予定です。

続きまして、それぞれの役割についてスライド3をご覧ください。

ヤングケアラーを支援するためには、学校、行政、地域等の連携が欠かせません。図のとおり、学校、教育支援センターの役割としましては、児童生徒へのサポート、関係機関とのネットワークの構築及び連携、行政の役割としましては、ヤングケアラーの悩みの元の解決策となるよう介護サービス、障害者福祉サービス、一時保育、日本語教室、通訳サポート事業の紹介等、地域の役割として、民生委員、児童委員による見守り、講習会への参加、声掛け等していただき、それぞれの立場でできることを提案させていただきました。

続きまして、施策案2啓発事業について説明させていただきます。

資料5の1ページにお戻りください。ヤングケアラーという言葉はまだまだ認知度が低い状況です。児童生徒保護者のSOSにいち早く気づく支援につなげるために、市民、教職員、行政職員を対象に講習会を実施します。また、ヤングケアラー支援のためのハンドブックや相談先一覧カードを児童、生徒、保護者、教職員、行政職員へ配布し理解を深めます。またヤングケアラーに関する情報について、広報わこう、和光市ホームページに掲載します。

委員の皆様には、このあとディスカッションにおいて施策1及び施策2についてのご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上です。

会長

事務局から今説明がありました。推進案の内容につきましては、本日の協議会で決めてすぐに実施するということではありません。これを政策的にするには全庁的にどのように進めていくかということ、また、市民の皆様の意見も聞き、市民の協力も得ないと何もできないものです。自治体の権限の中でどこまでできるのかということが課題となってきます。特に日本の風土、我が国の慣習だとかルールの中において家庭内のことはあまり知られたくないというのが恐らく子どもの認識の中にもあると思います。そういったことを踏まえながらやっていかなければならないと思うので、早急な解決策というのは非常に難しい問題であると思います。これはこういう一つの形で検討して行きたいという方向性ということでご理解いただいて、ご議論をいただければと思います。

大久保委員

まだまだ言葉そのものが浸透していない状況で、埼玉県は令和2年度条例を策定し、さらに具体的にどのような支援ができるかということについて令和3年度に支援計画を策定したところであります。その計画に基づいて各市町村に降りてきている段階であります。ケアラー支援計画の一環として、例えば和光市では民生委員協議会がヤングケアラーについての勉強会を実施したり、11月のケアラー月間の周知ということで広報誌等に掲載する予定となっています。具体的に市民にどう浸透させていくか、まだまだ一步踏み出したばかりの状況です。実際に公立の義務教育の学校でこのような調査をしているところはさいたま市、鴻巣市、越谷市などが実施されているようです。全国的にも調査そのものができていない段階であると思われます。

そういったことも踏まえて、またこの調査で全てが分かるというわけではありませんので、具体的にどのような子どもたちがどのような環境におかれてどういう支援が必要なのかというところまできちんと分析をしていくためには、まだ時間がかかるということです。そしてさきほど会長がおっしゃいましたように、全庁的にどのような組織を創って対応できるのかというところまで、計画をもっていくということになりますので、この青少年問題協議会の中で議論していきながら、施策に反映できることが大切なのではないかと思います。

会長

この取組で大切なのは、教育現場だけではなく、福祉、子ども子育て分野で支えていく、そして地域がどうやって、これに関与していくか、ということが課題になっていくと思います。和光市では地域包括ケア、ネウボラ、コミュニティスクールといった様々な分野で地域社会と連携をしながら施策を展開しているという実績があります。そのような実績を踏まえまして、この3つのファクターが連携をして実施しなければ難しいと考えております。

まず、地域の団体の皆様からご意見を伺いたいと思います。

山崎委員

ヤングケアラーという言葉がまだまだ市民に定着しておりませんので、会長がおっしゃられたように、学校、行政、地域が連携をして、これからもっともって協議を重ねて、ヤングケアラーの認識について、市民に浸透していくように時間をかけて準備をしていく必要があると思いました。

西村委員

近所の家庭で親子喧嘩の声が聞こえ、さらに頻度が高い際に、警察をよばれるだとかが身近にありました。何かしたほうがいいのかなどとは思っているのですが、家庭内のことはあまり触れられたくないという思いもあるかもしれないと思うと、どこまで踏み込んでいいのかということがわからないことがあったりするので、そういうことを明確にした、分かりやすいものがあると学校や行政に連絡がしやすくなると思います。

会長

与えられた権限の中で、家庭というプライバシーの中に入っていくということは非常に厳しい問題があると思います。ヤングケアラーだけではなく、児童虐待等についてもやはり同じ問題を抱えておりまして、警察権力に頼りざるを得ない部分もでてくると思います。児童虐待等の問題で行政、児童相談所、警察がそれぞれの役割分担の中で関わっていると思いますので宮川委員意見をお願い致します。

宮川委員

ヤングケアラーは児童虐待に似通った部分があると思います。虐待等の事案につきまして、警察については突発で現在困っている家庭からの発信もあ

りますし、付近住民からの発信で警察が現場にいき対応することもあります。親が口論しているだけで心理的児童虐待ということで児童相談所に連絡するケースもあります。18歳未満の子どもの場合は学校等に情報確認と情報提供を実施しています。

ヤングケアラーという言葉には様々なケースの事例がありますが、特に警察で扱うケースとして要保護児童、保護者がちゃんと面倒を見られない子どもの対応が主なものになります。ヤングケアラーについては職員が正確に理解していないのが現状にありますので、職員が集まる機会にヤングケアラーについて教示して指導していく必要があると感じました。

警察としては、そういった事案を取り扱った際には、関係機関、団体からも色々なアドバイスをもらい、情報を共有して、突発的な現場でどのようなことをしたらいいのかということも教えていただけたらと思います。

会長

ヤングケアラーの問題と児童虐待の問題を含めてどこまでが、児童虐待で、どこからがヤングケアラーなのか非常にファジーな部分があると思います。連携体制の行政の中に、児童相談所、県警も中に入れて実施していかないとより施策展開は難しいと感じさせていただきました。そうした県の機関についても事務局のほうで連携の検討を今後加えるということによってよろしくお願いします。

資料5の3ページには学校、地域、行政というリングで繋ぐような形が示されております。地方自治体の行政は、二元代表制ということで、市長部局と議会が連携をしてまわっていくかたちとなります。まさにリングを繋ぐところが、地方議会の役割りであると思います。議員としてどうこの問題に関与していきたいのか、小嶋委員よりご意見をいただければと思います。

小嶋委員

この問題はやっと少し表面化してきたのですが、虐待などと同じで表に出にくい問題です。まだ周囲の大人たちの理解が深まっていないということと同時に、当事者の子供たちも自分がそのような状況であるんだということに気が付きにくく、お手伝いの一環に入ってしまったと思います。

そうすると子どもたちは気づかず、当たり前のようにやっている状況だと思います。年齢を重ねるにつれて自分の家庭は、他の家庭と違うんだということに気づくそうなのですが、その時に相談するだとか、SOSをだすということ

が、自分の家を外にだすということに抵抗があって、中々表にでてこないということが問題となっています。まずは周りの大人が理解を深めていくことと同時に、当事者の子供たちに、これは相談していいのだよ、SOSを出していいのだよということを、少しずつ伝えていくということが、必要であるのかなと思います。今回市内で調査をしたということは、はじめの一步で、もしかしたら自分が今やっていることは普通じゃないのかもしれないという気づきのきっかけがつかれると思っています。連携するためにはどこがかけてもできないので、協力しあって子供たちを救っていただけたらいいなと思います。

会長

この取組みは、現在和光市で行っている地域包括ケアの取組と非常に似たような取組が必要になってくると思いますので、長坂委員のご意見をお聞かせください。

長坂委員

ヤングケアラーの認識がまだまだ足りないということで、子どもたちにはまず声を上げていいのだよということを、現場で浸透させていく必要があるということと、周囲の人が子供がケアしている内容についてヤングケアラーにあたるのではないかとということに気づいてあげることが大切だと思います。支援体制図のたたき台ということで資料がありますが、福祉のほうとしてはなかなか制度の垣根を超えて支援をするということが難しいところがあって、連携して垣根を低くしていって、さらに負担となっている部分を軽減してあげられるような支援が必要であると思っています。児童虐待、ひきこもり等の問題が最近非常に多い状況です。ピンポイントで繋げられるところは繋いで解決を図っていくという形だと思うのですが、課題の解きほぐしというのが、難しいと感じています。虐待でも、どのような原因で虐待にいたったのか、背景的な要因を解きほぐしながら必要な相談に繋げていくということが課題として挙げられます。今回青少年問題協議会でもこれを礎に議論を進めていければいいなと思います。

木田委員

ヤングケアラーとして現在進行中の子供もいると思うので、そういった子供がでてきた時の対応や体制も考えておかないと、整備ができてからやるよというのは、現在進行中の子供もいるということで理解しておかなければな

らないと思います。

またヤングケアラーの支援体制については、社会福祉協議会、民間団体、NPO法人もありますので加えていただきたいと思います。

社会福祉協議会では例えば生活困窮者支援窓口があります。そういったところでもヤングケアラーの発見につながる糸口になると思います。またその他にも、障害者、ひとり親等の窓口もありますので連携の幅を広げて、お互いに協議できる場を創っていただけたらありがたいと思います。

大久保委員

木田委員よりご意見がありましたとおり、この整備体制図はまだまだ完成版ではありませんので、本日いただきました皆様からの意見を基に落とし込んでいきたいと思っています。

茂呂委員

生涯学習課では社会教育の一環である、わこうっこクラブという放課後の子供たちの居場所づくりを行っています。こちらは今年度から全小学校で実施し、地域の方々のご協力を得ながら放課後の子供たちが豊かに過ごせるよう、取組をしています。

また、現在社会教育委員会議では、「和光市における学校・家庭・地域の連携協働を支える社会教育の役割について」ということで諮問をいただいております。そういった中で社会教育として地域と学校を繋ぐこととして、社会教育法に基づく地域学校協働活動というもののなかでしっかりと形作りをしていきまして、行政部局とも連携を深めていながら社会教育としてできることについて、とりまとめてまいりたいと思います。また、そういったところから、ヤングケアラーにつきましても、その中のひとつの課題として、考えながら取り組んでいきたいと思っています。

委員長

このヤングケアラーにつきましては、今回の協議会で解決できるというようなことではなく非常に難しい問題であります。木田委員から意見もありましたように、今現在も進行形で悩んでいる家庭があると思います。それにつきましては、新たに体制を創るとなると時間もかかりますので、現状の体制の中で、地域包括ケアであったり、社会福祉協議会の窓口であったり、学校現場であったり、そういう中で情報を収集して、非常に危険性が高いものに

については、現体制の中で速やかに対応するように取り組んでまいりたいと思います。

本日の施策につきましては、アンケート調査結果や委員の皆様のご意見にもありますように、まずヤングケアラーという認識、認知度が低いということで、これについてまず、一番最初に取り組み、市民を含め全ての団体で認知度を高めていくということを進めていきたいと思っております。それに伴いまして具体的な支援施策につきましては、各委員より様々な意見がでております。連携については資料5のスライド3の図を基本としますが、これだけではない各種のNPO団体等も包括的に関連づけて対策をとっていかないと、いいものがないと思っております。また、議論の中にもありましたように行政の中でも警察、児童相談所といったところとも連携をとりながら議論をすすめていくというかたちで検討を進めていこうと思っております。本日は初めての会議ですので、検討のたたき台ということでさせていただきました。方向性としてはこの方向性で、そこに本日皆様からの意見を付け足していくようなかたちで推進していくということで、よろしいでしょうか。

委員 —承認—

委員長

ご理解をいただいたということで、本日の議題については以上となります。議長の職を解かせていただきまして、事務局に代わります。ありがとうございました。

事務局

最後に事務連絡です。資料5の4ページをご覧ください。幹事会報告の中で報告がありましたとおり、ヤングケアラーの支援につきましては資料5スライド4のとおり令和3年度、4年度の2年計画で実施をいたします。その関係から、令和3年度4年度の委員会の対面の開催につきましては本日の1回とさせていただき、ヤングケアラーに関する取組についてまとめた活動報告につきましては、書面にて委員の皆様へ郵送させていただく予定です。また、本日の会議資料ですが、資料4・資料5・参考資料1の3点の資料につきましては、アンケートの正式なものが固まっていない段階のあくまで傾向値を示すために配布したもの、及びイメージ図が関係機関とのさらなる調整が必要となる段階でありますので協議会終了後に事務局が回収させていた

だきますので、机上に置いてご帰宅いただきますようよろしくお願い致します。

アンケートの正式な数値及び支援体制図が固まりましたら、ホームページで公開させていただきますのでご了承ください。

その他、講習会実施の際は案内をさせていただきますので、ご参加できる方につきましては参加していただきますようお願い致します。以上をもちまして、令和3年度第1回青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。

【出席者】

大島、小嶋、大久保、宮川、木田、小寺、石川、長坂、茂呂、新井、西村、山崎、原

事務局 スポーツ青少年課（高橋課長、森谷課長補佐、伊藤）